

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	わかめ養殖施設損傷
発生日時	平成29年11月28日 05時50分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市岩井崎南東方沖 岩井崎灯台から真方位146° 1,350m付近 (概位 北緯38°49.1′ 東経141°36.7′)
事故の概要	漁船第十一かいせいは、北進中、わかめ養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成30年2月7日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十一かいせい、270トン
船舶番号、船舶所有者等	128475、開成水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に擦過傷 わかめ養殖施設 養殖棚28台に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時29分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか7人が乗り組み、宮城県石巻市金華山沖^{きんか}で操業後、水揚げを行う目的で、気仙沼市気仙沼港に向けて岩井崎南東方沖を約12ノットの対地速力で手動操舵により北進中、わかめ養殖施設に進入し、同施設が損傷した。</p> <p>船長は、レーダー及び目視により見張りを行っていたが、気仙沼西湾第1号灯浮標（灯質：群閃緑光、毎6秒に2閃光、以下「第1号灯浮標」という。）の東方を航行しようと思っていたところ、第1号灯浮標よりも西側にある気仙沼西湾第3号灯浮標（灯質：単閃緑光、毎3秒に1閃光、以下「第3号灯浮標」という。）の灯光を第1号灯浮標の灯光と見間違え、第1号灯浮標と第3号灯浮標との間を航行していたことを本事故後に知った。</p> <p>船長は、岩井崎南東方沖にわかめ養殖施設があることを知っており、GPSプロッターを作動させていたものの、本船の位置を確認していなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、岩井崎南東方沖を航行したのが2回目であった。</p>
分析	本船は、岩井崎南東方沖を北進中、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったことから、第3号灯浮標の灯光

	<p>を第1号灯浮標の灯光と見間違えていることに気付かず、第1号灯浮標と第3号灯浮標との間を航行し、わかめ養殖施設に進入して同施設が損傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、岩井埼南東方沖を北進中、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったため、第3号灯浮標の灯光を第1号灯浮標の灯光と見間違えていることに気付かず、第1号灯浮標と第3号灯浮標との間を航行し、わかめ養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSプロッター、レーダー、目視などあらゆる手段を活用し、船位の確認を適切に行うこと。 ・航行予定海域における航路標識の灯質等を把握するなど、水路調査を適切に行うこと。